

## 過誤申し立てについて

### ●通常過誤

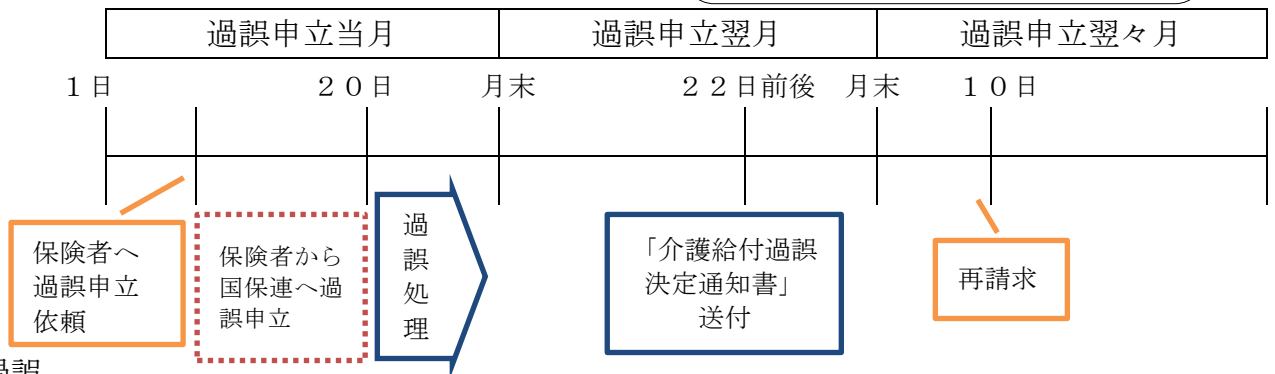
サービス事業所において請求誤りがあった際等に実施する一般的な過誤調整です。請求を取り下げた後、翌々月以降に再請求することになります。

後日国保連より送付される過誤決定通知書の内容を確認し、再請求してください。

【締切】 15日

【提出物】 過誤申立書、給付費明細書（誤・正）

システム上訂正後の明細書が出ない等  
事情があれば  
事前にご連絡ください。



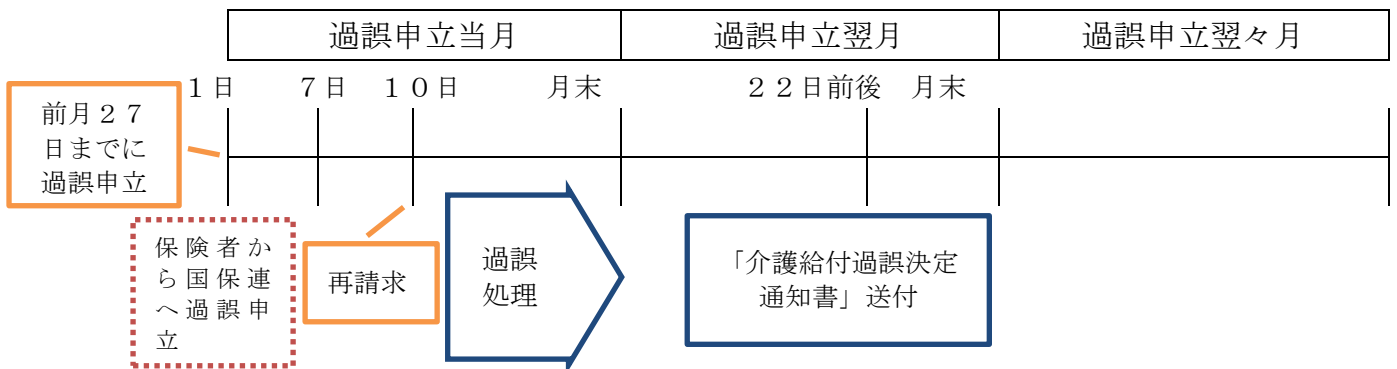
### ●同月過誤

実地指導や自主点検などにより大量の過誤処理が発生する場合に実施する過誤調整です。請求と取り下げを同月に行います。提出前にご連絡ください。

通常の審査（毎月10日までに国保連に提出）に先立ち、同月内に差額調整するものですので、過誤（差額調整）計画書は国保連にも提出してください。

【締切】 27日

【提出物】 過誤（差額調整）計画書、過誤申立書



・返戻になるものは過誤申立の必要はありません。（過誤は取り下げの申請のため）

※給付管理票は過誤ではなく修正です。

例) 軽度者レンタルで申請書を出さずに利用してしまった。

居宅→給付管理票の訂正

事業所→過誤申立（取り下げ）

・同月に給付管理票の修正があると、国保連の審査が通らないため、過誤の決定後、再請求に合わ

せて居宅が給付管理票を修正してください。

- ・過誤申立後、再請求がない場合は、「通常過誤」により過誤申立してください。

**【注意事項】**

- ・過誤申立を行った後、適正に再請求してください。
- ・過誤申し立てを行うことにより、事業所等のサービス請求額が変更され、それに伴い、対象の利用者の利用者負担額が変更されますので、利用者に対し、利用者負担額の返還または追加徴収を行ってください。

※利用者負担額の減額によって、先に東広島市から支給を受けている高額介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費について変更が生じ、東広島市から利用者に納付書が送付され、返還を求める場合があります。